

令和3年度 地方創生推進事業補助金（提案モデル型）の募集について

- 第2期上越市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、第2期総合戦略）に基づく民間団体や事業所等による地方創生に向けた取組を支援する地方創生推進事業補助金のうち、第2期総合戦略に掲げた重点事項に基づき提案された事業へ補助することで、地域を挙げた地方創生の取組を一層推進します。

1 提案型補助制度の概要

■ 制度について

第2期総合戦略に掲げた重点事項に基づき、特に民間団体等が主導して実施する必要性の高い取組を提案方式により募集し、強力に支援することで地域を挙げた地方創生の取組を一層推進するもの

■ 企画提案を求めるテーマ

第2期総合戦略に掲げた重点事項のうち、以下のテーマに合致する取組※

- ㊦自然な出逢い等を目的として、若者世代の交流の機会を創出する取組
- ㊧関係機関・団体が連携・協力したワーク・ライフ・バランスに対する理解等を促進する取組
- ㊨結婚・出産後も女性が安心して働ける環境づくりを推進する取組
- ㊩地域の様々な主体が、中高生やその親に地域の良さ、地域活動のやりがいを伝える取組
- ㊪まちづくりに関わることで、地域への愛着を育み、まちづくりを担う次世代の人材を育成する取組
- ㊫地域の様々な主体が、交流の場をつくる取組
- ㊬多様な地域において、観光コンテンツ等を用いて稼げる市民活動を行う取組
- ㊭観光関連産業の強化に向けた分野横断的な仕組みづくりに関する取組
- ㊮外部から専門家等を招へいして地域活動を行う取組
- ㊯その他、市長が必要と認める取組

※過去に本補助金の交付を受けた事業に関する取組については実施の必要があると認められるものに限る。

■ 交付対象団体（補助金の交付を申請できる団体）

上越市まち・ひと・しごと創生推進協議会の会員及び参加団体

■ 補助対象経費

一般型と同様

■ 補助対象期間

交付決定日から令和4年3月15日までに実施する事業

■ 補助金の額等

補助対象経費に4分の3を乗じて得た額

ただし、1事業当りの交付対象事業費500千円（千円未満の端数切捨）

※事業完了前の支払（概算払）が可能で、その場合は完了後に清算を行う。

■ 採択事業数

審査により選定される3事業

■ 交付回数の制限

提案可能事業数：1事業者につき1件まで

■ スケジュール

募集期間：令和3年4月1日（木）～6月30日（水）

交付決定：7月下旬（予定）

2 審査について

■ 審査方法

- ・別表の評価基準に基づき、審査員による評点審査を行います。
- ・評価項目ごとに点数化し、審査得点を算出します。（合計100点）
- ・審査の結果、審査得点の平均点が60点に達しないものは、順位付けから除外します。
- ・第1期総合戦略の検証結果等による必要性の高い取組に応じて加点倍率を設けます。加点倍率は、必要性の高いものから、1.2倍、1.1倍、1.0倍とします。
- ＜加点倍率＞※左記「企画提案を求めるテーマ」より
 - ㊦㊧㊨・・・1.2倍
 - ㊩㊪・・・1.1倍
 - ㊫㊬㊭㊮㊯・・・1.0倍
- ・各審査員の審査得点の平均点に加点倍率を乗じたものを総合得点とします。
- ・総合得点が高い事業から最大3事業を交付決定します。

3 その他

■ 提出書類

- ① 交付申請書 ② 事業計画書 ③ モデルテーマに対する企画提案書 ④ 団体の定款等
- ⑤ 支出に関する見積書 ⑥ 参考資料

■ 提出方法

郵送又は持参にて、書類を提出してください。

■ 実績報告

実績報告は、所定の様式により、事業終了後2週間以内に提出してください。

また、3月1日～3月15日に事業が終了する場合は、見込みの金額で3月15日までに提出してください。

※事業の実施状況及び結果について、事例発表及び上越市ホームページ掲載用の写真をお願いする場合があります。

問合せ・提出先：

上越市 企画政策部 企画政策課 担当：道下、西森

〒943-8601 上越市木田1-1-3

TEL：526-5111 FAX：526-8363 メール：kikaku@city.joetsu.lg.jp